

浜松市公告第595号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年 7月 9日

浜松市長 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市浜松船越

浜松市中区船越町1012-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

日本形染株式会社 代表取締役 廣田祐司

3 変更事項

小売業を行う者の閉店時刻に関する事項

小売業者名	閉店時刻（変更前）	閉店時刻（変更後）
株式会社高田薬局	午後9時	午前0時

4 変更年月日

平成22年7月16日

5 届出年月日

平成22年7月 1日